

地域計画（案）

策定年月日	令和 7 年 3 月 31 日
更新年月日	令和 年 月 日
	(第 回)
目標年度	令和 15 年度
市町村名 (市町村コード)	宝達志水町 (17386)
地域名 (地域内農業集落名)	敷浪 地区 (敷浪)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	18.60 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	18.00 ha
② 田の面積	18.00 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.60 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注 1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、令和6年度ほ場整備事業が採択され、水稻と畑作物を耕作する計画となっている。現在、集落営農から農事組合法人に移行し、ほ場整備完了後の耕作に向けて準備を行っている。今後は耕作していくため必要なことを一つ一つ整えていく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在の小規模耕作者や入り耕作者での地区農業から、農事組合法人が当地区を担って農業を行っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
ほ場整備の実施に伴い、今年度、敷浪地区の大部分で農地中間管理機構への貸付けを行った。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	-	%	将来の目標とする集積率 77.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
ほ場整備エリアは農事組合法人を中心として、耕作をまとめる。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
現在、複数の耕作者がいるが、ほ場整備完了から農事組合法人に集約していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
今年度、ほ場整備実施区域での貸付けが行われた。
(3) 基盤整備事業への取組
令和6年度ほ場整備事業の採択をうけ、整備完了までを見据えて取組を行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
農事組合法人を中心として、耕作をまとめる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①山間地域ではイノシシ被害防止のため、対策を行っていく。
- ③将来は、スマート農業に取り組み、作業の効率化を図っていく。
- ⑤ほ場整備の畑区域で果樹栽培を計画している。
- ⑦、⑧日本型直払制度を活用し、調整水田なども管理を行っており、農業用施設も集落営農管理で考えている。
- ⑩営農組合について、将来は法人化も視野に入れ、地区で農業を行い、農地保全活動を行っていく。







7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。